資料１　令和８年度　第１回石狩市手話基本条例推進懇話会資料

石狩市手話基本条例推進懇話会設置要綱

（設置）

第１条　石狩市手話に関する基本条例（以下「手話基本条例」という。）第５条第１項に規定する施策の推進方針に関して、施策の推進方針に定める施策の内容について検討をし、同条第４項の規定に基づき、手話を使用する市民の意見を反映させるために、石狩市手話基本条例推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　懇話会は、次の事項について意見交換を行う。

（１）　施策の推進方針の内容に関すること。

（２）　施策の推進方針に基づく実施状況に関すること。

（３）　手話基本条例に基づき推進すべき施策に関すること。

（４）　手話基本条例の見直し等のあり方に関すること。

（５）　前４号に準じて必要と認められること。

（組織）

第３条　懇話会は、次に掲げる者の中から委嘱する委員をもって組織する。

（１）　聴覚障がい当事者団体の代表者

（２）　手話関係団体の代表者

（３）　有識者

（４）　市職員

（５）　市が行う公募に応じた者

（６）　その他市長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　懇話会に会長及び副会長を各１人置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は懇話会を代表し、会議を主宰する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（懇話会の開催）

第５条　懇話会は、原則として公開とする。

２　懇話会の開催にあたって、必要があると認めるときは、第３条に掲げる委員以外の者を出席させ意見を聞き、情報の提供を受けることができる。

（事務局）

第６条　懇話会の事務を処理するために、石狩市福祉部障がい福祉課に事務局を置く。

附　則

１　この要綱は、平成29年８月３日から施行する。

２　この要綱に基づき、最初に委嘱を受ける委員の任期は、第３条第２項の規定にかかわらず、２年を超えない範囲内において、委嘱する期間とする。

附　則（令和元年12月23日要綱第32号）

この要綱は、令和元年12月26日から施行する。

附　則（令和２年８月７日要綱第118号）

この要綱は、令和２年８月７日から施行する。

附　則（令和６年３月29日要綱第66号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。